

# 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。控除の対象になるのは、令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日)に納められた保険料の全額です。(令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。)

社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月上旬にかけて発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)

なお、ご家族の国民年金を納付された場合は、本人、家族どちらでも社会保険料控除に加えることができますので添付のうえ申告してください。

控除証明書をなくした場合は再発行の手続となりますので、年末調整・確定申告に間に合うよう早めにお手続きください。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

問合せ先：ねんきん加入者ダイヤル ☎：0570-003-004 (ナビダイヤル)

## 地域包括支援センターからお知らせ



久米島町の皆様へお知らせです。  
 さった10月20日(木)、儀間公民館にて、認知症予防や介護予防、生きがいをづくりを目的に、地域の交流の場として「青空カフェ」が開かれました。

「青空カフェ」では、感染対策を行った上で、飲みものや島の野菜で作ったお菓子が振舞われました。  
 久しぶりの顔ぶれに、楽しく“ゆんたく”され、元気を取り戻していました。参加者から、次回を望む声があり、次の「青空カフェ」を計画しています。



続いてのお知らせです。  
 さった11月10日(木)、あじま一館にて、ウチナー料理を通して、いろんな世代の間の交流を促そうと、「ちむどんどん料理教室」が開かれました。

「ちむどんどん教室」では、島の食材を利用したウチナー料理を作り、みんなで食べて、楽しい時間を過ごしました。  
 このような場は、介護予防や生きがいをづくり、伝統料理の継承や栄養バランスの学習、地域交流などが期待されています。

### 久米島町のみなさん★ご本人、ご家族、ご近所の方でこんな場面はありませんか？

同じ話を繰り返す  
忘れっぽくなった

性格があきらかに  
変わってきた  
(表情や言動など)

服装がみだれてきた  
毎日同じ服を着ている  
汚れている

身だしなみが乱れてきた髪  
の毛やヒゲの手入れができて  
いない臭いが気になる

ポストに郵便物が  
溜まっている

歩く姿が危  
なっかしい・  
具合が悪そう

### 相談の流れ



★久米島町役場福祉課 地域包括支援センター  
 ☎098-985-7124 月曜日～金曜日 9時～17時  
 ★あじま一館(出張相談会) 第3水曜日 14時～16時  
 ※事前予約制 ☎098-985-7124  
 ご本人、ご家族、ご近所の方の相談もお受けしております。  
 ささいな事でもまずはお気軽にお問い合わせください。  
 個人情報の取扱いには、十分注意して対応させていただきます。

こんな場面を見かけたら相談の目安です★ 久米島町地域包括支援センターへご相談ください★  
 認知症地域支援推進員が常駐しています。

